

2012・平成24年

復習用現代語訳

そとうば

蘇東坡は元豊の時代(1078～1085年)に断罪され黄州

に流罪となった。元祐(1086～1094年)の初め再度起用されてまず登州の

知事(地方官)となり、まもなく礼部員外郎(中央官)として政界に復帰することになった。そのため登州から都に向かっていると、道中偶然、かつて彼を有罪とした裁判官に出会った。その者はとても恥づかしそうにしている。蘇東坡は彼に冗談を言った。

「一匹の蛇が人に噛みついて殺してしまった。蛇は死後、冥界めいかいの裁判官に生前の罪を裁かれ、死刑に該当すると宣告された。そこで蛇は弁解した。『たしかに罪を犯しましたが、良い事もいたしました。それで罪を償うことができます。』裁判官、『お前の言う良い事とは何か?』蛇、『私の体には黄こいが有り、それで病気を治すことができ、すでに数人の命を救っています。』そこで事務官(裁判官の助手)が調査するとウソではなかったので、結局無罪となった。

しばらくすると事務官が一匹の牛を連れて法廷に入ってきて言う。『この牛は角で人を突き殺しました。この牛も死刑に該当します。』牛が言う。『私の体にも黄があり、それで病気を治し、蛇と同様数人の命を救っています。』しばらくしてこの牛も無罪となった。またし

ばらくすると事務官が一人の人間を法廷に連れて来て言った。『この者は生前殺人の罪を犯しながら運よく死刑になっておりません。したがって今死刑に処すべきです。』被告人はあわてて自分の体にも黄があると言った。裁判官は激怒し、その者をののしった。『蛇黄も牛黄も薬になることは天下周知の事実だ。しかしお前は人間である。いったい（お前の体内に）どんな黄があるというのか！』裁判官の部下たちがかわるがわる訊問すると被告人は追い詰められ、遂に言った。『私には特に（薬になる）コウ（黄）はありません。恥の（コウ）（惶）がちよつとあるだけです。』

訳注

1官と吏…官僚制度において、「官」は高級官僚、「吏」は下級官僚。したがって「冥官」は現在の日本における裁判官、「吏」「獄吏」は裁判事務官に当たる。

### 音読用書き下し文

※音読のためルビの歴史的かなづかいは今のかなづかいに変更。

東坡元豊の間に御史の獄に繋がれて黄州に謫せらる。元祐の初め、起こされて登州に知たりて、未だ幾ならずして、礼部員外郎を以て召さる。道中偶当時の獄官に遇ふに、甚だ愧づる色有り。東坡之に戯れて曰はく、「蛇有りて螫みて人を殺し、冥官の追議する所

と為<sup>な</sup>り、法は死に当たる。蛇前<sup>すず</sup>み訴へて曰はく、『誠<sup>まこと</sup>に罪有り、然<sup>しか</sup>れども亦<sup>ま</sup>た功有り、以て自<sup>みづか</sup>ら贖<sup>あがな</sup>ふべし。』と。冥官曰はく、『何の功なるか。』と。蛇曰はく、『某<sup>それがし</sup>に黄<sup>こう</sup>有り、病<sup>やまい</sup>を治<sup>なお</sup>すべし、活<sup>い</sup>かす所<sup>ところ</sup>に已<sup>すで</sup>に数人なり。』と。吏考<sup>りこうけん</sup>験するに固<sup>もと</sup>より誣<sup>し</sup>ひざれば、遂<sup>つい</sup>に免<sup>まぬか</sup>るるを得<sup>う</sup>。良<sup>ややひさ</sup>久しくして、一牛<sup>ひ</sup>を牽<sup>ひ</sup>きて至<sup>いた</sup>る。獄吏曰はく、『此<sup>こ</sup>の牛触<sup>つ</sup>きて人を殺す。亦<sup>ま</sup>た死に当たる。』と。牛曰はく、『我も亦<sup>ま</sup>た黄<sup>こう</sup>有り、以て病を治す、亦<sup>ま</sup>た数人を活かす。』と。良<sup>ややひさ</sup>久しくして、亦<sup>ま</sup>た免<sup>まぬか</sup>るを得<sup>う</sup>。之<sup>これ</sup>を久しくして獄吏一人を引ききて至<sup>いた</sup>る。曰はく、『此の人生<sup>か</sup>けるとき常<sup>かつ</sup>て人を殺すも、幸<sup>さいわ</sup>ひにして死を免<sup>まぬか</sup>る。今<sup>いま</sup>当<sup>まさ</sup>に命<sup>かえ</sup>を還<sup>かえ</sup>すべし。』と。其の人倉<sup>そうこう</sup>皇<sup>みだ</sup>として妄<sup>ま</sup>りに亦<sup>ま</sup>た黄<sup>こう</sup>有<sup>い</sup>りと言<sup>い</sup>ふ。冥官大いに怒<sup>こ</sup>り、之<sup>これ</sup>を詰<sup>な</sup>りて曰はく、『蛇<sup>じやこう</sup>黄<sup>ぎゆうこう</sup>・牛<sup>ぎゆうこう</sup>黄<sup>みなくすり</sup>皆<sup>い</sup>薬<sup>い</sup>に入<sup>い</sup>ること、天下<sup>てんか</sup>の共<sup>いっせい</sup>に知る所なり。汝<sup>ひとた</sup>は人<sup>なん</sup>為<sup>こ</sup>り、何<sup>なん</sup>の黄<sup>こう</sup>か之<sup>こ</sup>れ有<sup>い</sup>らん。』と。左右<sup>しゆじゆ</sup>交<sup>い</sup>訊<sup>い</sup>ふに、其<sup>そ</sup>の人<sup>くる</sup>窘<sup>はなは</sup>しむこと甚<sup>はなは</sup>だしくして、曰はく、『某<sup>べつ</sup>には別<sup>べつ</sup>に黄<sup>こう</sup>無<sup>い</sup>し。但<sup>た</sup>だ些<sup>いさ</sup>か<sup>お</sup>の慚<sup>ざん</sup>惶<sup>こう</sup>有<sup>い</sup>るのみ。』と。

□論文ではないので話の内容はやさしいが、やさしい時は取りこぼしがこわい。解答は慎重に。

### 【主張をつかむ】

#### ステップ1

最初の2行を読む

説明・注に答えあり！<sup>9)</sup>により、原文ではなく第4問の説明文からしっかりと読む。原文は傍線(1)が読めないので、1行だけで読むのを停止。

「蘇東坡は：捕えられ、黄州に流され、復権…」

なお、説明文中の「讒言」<sup>ざんげん</sup>は「○○くんが悪いことをしてますよ、と皇帝にチクルこと」。分からなくとも支障はない。

### ステップ2 最後の3行を読む

オシリから 読むとわかるよ お結論<sup>結論</sup>

うしろからながめて、読める文は最終行だけ。

「その人くるしむこと甚だしくして曰はく『某には別に黄なし。

ただいささかの慚惶あるのみ』」

### ステップ3 最終設問の選択肢を見る

共通する言葉を探すが、説明文には答えがあるので、説明文中の「黄州に流された」を含む選択肢は①②④。この①②④と最終行で共通項を確認すると次のとおり。

最終行 黄 慚惶

①黄

②黄

④黄 慚惶

これで④がしつかり正解候補になる。そして④の選択肢が話の全体像だから、これを読んで退却する。

問1漢 (1)「未幾」の読みと意味は「未<sup>いま</sup>幾<sup>いくばくナラ</sup>..<sup>いま</sup>未だ<sup>いくばく</sup>幾<sup>いくばく</sup>ならずして..<sup>いま</sup>しばらくして」だから⑤の「まもなく」が正解。

問2「受身」の公式は②「爲<sup>な</sup>彼女<sup>な</sup>所<sup>ところ</sup>一振<sup>ふる</sup>」(彼女の振る所と爲る・彼女にフラれる)の問題。傍線部の「為<sup>な</sup>冥官<sup>な</sup>所<sup>ところ</sup>追議<sup>おし</sup>」に着目すると、公式どおり「冥官の追議する所と爲る」だから、正解は

①の「冥官の追議する所と為り」。

問3漢熟 傍線部の「然れども」の読みと訳は、「然<sup>しか</sup>り・そうだ」から「然<sup>しか</sup>れども・そうであるけれども!..<sup>しか</sup>だが、」となり逆接とわかる。そこで「:」ですが、「②③⑤」のどれかが正解。次に、傍線部の

「誠」の訳は受験のウラわざ「1字の漢字は熟語で訳せ。熟語の訳で正解探せ!」から、「誠実」↓①「実際」、あるいは「実」をもうひとひねりして「事実」↓②「たしかに」⑤「本当は」。傍線部の

「可」の訳も熟語化により、「可能」↓②「できます」、あるいは「許可」↓⑤「お許しいただきたい」。あとは傍線部「有功」の単純な訓読の「功<sup>あ</sup>有り」から、②の「功績もあ<sup>あ</sup>つて」が正解。⑤の「功德によ<sup>よ</sup>って」ならば傍線部は「因<sup>よ</sup>功<sup>こう</sup>」あるいは「由<sup>よ</sup>功<sup>こう</sup>」となっ

ているはずだ。

問4〔注〕 (一) 受験のウラわざ「説明・注で正解つかめ！」<sup>ミ</sup>による。注6、注7、注8、注9、および問2の選択肢の語句をひろつて最初のXの前を訳してみると、

「蛇有りて…人を殺し…裁判官…罪を裁く…死に当たる。蛇…訴へて曰はく…『…黄有り…活かす所已すに数人なり』

…取り調べると…いつわって言うのでは

ないので↑サレバ||已然形+は

遂つひにX。」

また、問4の説明文は「(一)の解答をふまえて…判決理由を説明したものとして…(二)…から選べ。」となっているので、

(一) || Xが判決

(二) || 判決Xの理由 || 「…いつわって言うのではないので」

だと推測できる。したがって(一)は判決をあらわす言葉だ。ここで受験のウラわざ「1字の漢字は熟語で訳せ。熟語の訳で正解探せ！」<sup>ミ</sup>を使うと、①の「免」は「免許」↓「許す」↓無罪。「免罪(無罪)」という熟語を知っていたらもつと簡単。④の「死」は「死罪」↓「死刑」。他の選択肢は判決に関係がない。

次に、注11「蛇黄・牛黄」が「薬」であることを確認し、蛇が「訴へて」言った「黄有り：活かす所已すでに数人なり」の「黄」は注11の「蛇黄」＝「薬」であり、この薬で人の病気を治したのだから蛇は無罪。よって正解は①。

(E:) ①の「死罪」、②③の「罪を償わせる」はキズ。⑤の「無罪」はひっかけで、選択肢⑤の「大勢」という語句が蛇と牛の訴えの中の「数人」と矛盾しているのでキズ。そして「無罪」をひとひねりした「罪を許す」④が正解。

問5 丁寧にキズを探す。①は「理路整然」が傍線D直前の「妄みだりに言ふ」と矛盾。③「自分にも：黄が欲しい」が傍線部直前の「黄有り」と矛盾しているのでキズ。④『黄』の用い方を知らず」は本文にない。残った②と⑤を見ると、傍線Dがわからないとしても、最終行の結論部分に「某には別に黄無し」とあるので、②の「人も：体内に『黄』があるのを良いことに」がキズとなり、⑤の「体内に『黄』がある」と：いい加減なことを言う」が正解。

問6 (D) 反語 (E) ①「何なんノ A 之コトカ 有コレ」 「どうしてAであろうか、いや」。この公式中のAに黄を代入すると、③「何の黄か之れ有こらんとする。

問1〔漢〕熟（2）傍線部直前の「左右」<sup>148</sup>の訳は「部下」。あとは受験のウラワザ「1字の漢字は熟語で訳せ。熟語の訳で正解探せ！」<sup>152</sup>から、傍線部の「交」と傍線部直後の「訊」の熟語・訳を探っていると、「部下が交互に訊問すると」という訳が適当とわかる。すると「交互」↓②「かわるがわる」が正解。

問7〔主張〕理解して解こうとしても無理。最初の作業【筆者の主張をつかむ】により、最初の2行（説明文を含む）・最後の3行・問7の選択肢で共通する言葉が多い選択肢を探すと、正解候補は④だね。④の内容に特に問題はないので、これを正解にしておけばよい。でも、納得しない人のために各選択肢のキズを指摘しておく。

②「恨みの気持ちが完全に消えた」ならば獄官を「恥じて恐れ入る」<sup>注12</sup>状態にはしない。①「執拗…気迫」⑤「辛辣」は原文の「戯れて曰はく」と比べて強すぎるのでキズ。③はよさそうなので、これに迷う者は多いだろう。そこで本格的説明を行う。

末尾の其人の弁解は次のような構造になっている。

それがし	某	には	黄	無し
た	但	惶	有るのみ	

ここで「黄」と「惶」は同音(くわう＝コウ)。「無し」と「有る」

は反対概念。つまり、其人のセリフは「コウはないけどコウはあり  
ます」というしやれになっており、そのことを④では「この『黄』  
と同じ音の語を含む『慚惶』を話の結末に効果的に用いる」として  
いるのだ。でも、わずかな解答時間でここまでわかる受験生は皆無。  
だから、不安な気持ちを抱えつつ、三つのステップで筆者の主張を  
つかめば勝つ。でも、

「コウはないけどコウはあります」は筆者の主張なのか？

そのとおり筆者の主張だ。なぜなら、末尾の一文は落語の「オチ」  
にあたり、論文の結論と同じように、話し手・書き手がどうしても  
言いたいことなのだ。この「言いたいこと」は「主張」だよね。